

はしがき

21世紀に入り、政治、経済、社会、および文化の相互連結が益々深まり、グローバル化が急速に進行している。従って、国家の安全保障および人間の安全保障を保護する可能な法則、国際法および国際社会規範から由来する平和、安全の維持および促進、また人権の保護への「脅威 (Criminal threatening and Terrorizing)」も新たな体系、つまり想定外の現象 (figures; actor and factor) が台頭し、従来の伝統的な概念でその対応策について論じることは時代錯誤である。

今日、多くの「脅威」は、発生源と状態がなくて、またその範囲も国内・外を問わず超国家的である。ヒズボラ (Hezbollah) やアルカイダ (al Qaeda) などのテロリスト集団は複数の国に拠点を持って活動している。主権国家ではなく、また国家の支援や特定団体の積極的な支援も受けずグローバルな作戦を展開し、そしてその影響力を拡大しつつある。

さらにその攻撃遂行対象も使用武器も使用方法も20世紀の戦略構想の範疇からは欠落された想定外の現象である。

2001年9月11日アメリカの同時多発テロ、また2006年、失敗に終わった大西洋上の定期旅客機の破壊陰謀などはグローバルな航空ネットワークを混乱させ、国家および一般市民を含む国際社会の平和と安全を脅かす脅威であることは明らかな事実である。

現在21世紀サイバーワールド (cyber world)、つまりネットワーク社会における潜在的な「脅威」は軍事、政治のみではなくわれわれの日常生活に密接に関連している商品取引や金融機関にさえも浸透しつつある。さらなる不幸はその攻撃に対処すべく防御措置は不十分であり、またその攻撃の阻止に適用される法規範は無力である。特に原子力の国際管理分野における国際法規の機能的役割の効果は失速している。アメリカをはじめとする超大国の変則の論理に弄ばれにほとんど死文化した無力な状態であるといえる。

ii はしがき

国連安全保障理事会 5 常任理事国である超大国が国際社会でのダブルスタンダードの適用慣行を重ね、国際法および国際社会に規範の無効化を煽っている。このような超大国の不等な慣行が想定外の「脅威」を造成し、またそのテロ活動に正当性を与え、そしてそのテロ活動の支持を集める原動力を提供しているといえる。

情報のネットワークを活用し、特定の情報機関のネットワークの攻撃を世界どこからでも、またいつでも引き起す可能性も否定できない。想定外の「脅威」は我々の平和と安全を揺さぶる不吉な兆候を暗示し、現在アメリカをはじめ超大国もまた国連をはじめ国際社会がその対処策に苦戦奮闘している。しかしその「脅威」はわれわれの社会の隅々まで深く浸透しつつある。

想定外のテロリスト集団では、確定した境界線が全くない。また報復される脅威による「抑止の戦略」は彼らに対して効力がないことは判明済みである。彼らはその破壊行為に使命感を抱き、宗教的義務 (religious duty) として心身を神に捧げ突進するのみである。

現在のグローバルな法秩序、つまり国際法およびその制度またその概念の適用で国際社会の想定外の「脅威」から人間の平和と安全そして人権の享有を確保することができるかは重大な課題である。

このような想定外の現象に対応するためには現存の国際法およびその実施制度の変革が不可欠条件であるといえる。よりよい国際法の順守制度およびその環境を具現するため、少なくとも現存の国際法の遵守をめざすそのメカニズムの修正および新たな規範 (norm) の制定が必要である。

今日の国際社会また各国の安全保障は国際法の原則から由来することが少なくない。最も典型的な原則が国家主権の遵守原則 (the principal and idea of national sovereignty) である。この原則によって国家の安全保障およびその戦略が制度化されているといえる。この主権原則は 3 世紀以上の国内・外安全保障システムの制度化で重要な役割を果たしている。1648 年ウェストファリア主権のモデル (the Westphalian model of sovereignty) の下では、独立国家は同国の同意なしで自国内問題について外国からのコントロールおよび干渉を受けるこ

とはないという原則である。それ以降この原則は領土保全と自国民保護の盾として国際社会に定着した。

現代国家は民主主義国家、つまり国民の同意 (consent) の下で樹立されかつ国民から委託された主権を国民のために履行することが国家の公権力行使であると考えるのが自然である。そう考えれば、国家の主権行為は国民の同意原則に基づいて実施しなければならないことになる。従って自国内の人々の平和と安全を確保する義務を負っている。それと同時にその原則は他国の国家および国民の主権の尊重の義務を重ね負っている。それらの原則を実施するためには国家は他の民主国家の主権侵害の防止義務も負っていると解釈し得る。

自国内での公法的な主権行使と他国の主権尊重の原則を各国家が厳格に尊重しその制度を整備し、またその実施が公正に行われ、さらに国際法の本旨である国際社会の一般利益を尊重した場合、昨今の想定外の現象が国内・外の社会に浸透し、国家および市民に脅威を与えることが発生し得ただろうか。しかし確かに言えることは、国家は国民の同意と意思に沿って主権行使を行うことはほとんどない。それはいままで国家の外交行使など国際舞台での国家の慣行から明らかである。国連の舞台さえ「United Nations」ではなく「United Governments」であることが頻りに批判的になっている。

国際社会における規範として国家および人間の平和と安全を維持し、また人権を保護する国際法が国家の恣意的主権行為によってその実行力に欠陥が生じ、国際法の基本概念に危機をもたらしている。

このような状況を鑑み本書は国際法の厳格な規定が国家の恣意的適用という国際法上の義務違反を構成し、それが国際法上の欠陥につながるという側面について、特に原子力の国際管理 Regime を通じて論じることにする。

原子力の国際管理 Regime における条約の条文を取り上げその文言解釈について可能な限り具体的に示しその条文と実施における差異について理解を深めたい。本書は学術論文として論述するのではなく、読者がその条約の文言とその実施の差異を理解し評価し、またその歪みを正すための資料に使用されることに重点を置いている。

原子力の国際管理制度は1953年のアイゼンハワー（Dwight David Eisenhower）大統領による国連総会演説「Atoms for Peace」を契機とし、1957年に確立された。それ以来今日まで50年間以上、原子力の平和利用の促進を展開すると同時に軍事転用されないための「保障措置」の実施を行っている。

そして核軍縮を目的に、アメリカ、ロシア、イギリス、フランス、中国の5カ国以外の核兵器の保有を禁止する条約、NPT（核兵器の不拡散に関する条約）が1970年3月に発効された。このNPT条約にIAEAの保障措置の受入れが義務付けられ、それ以降、原子力国際管理のRegimeを制度化し38年間原子力を管理している。

しかしその原子力国際管理Regimeの効果は期待に反する結果になりつつある。それはイラク、北朝鮮、リビア、イスラエル、インド、パキスタン、イランなどの事例について論じるまでもなく原子力の国際管理に適用される国際条約は死文状態であるといえる。

このような結果をもたらした原因を明らかにし、またその対応策として新たな原子力の国際管理Regime構想も私が本書に託したもう一つの意図である。

本書は、修士論文以来書き貯められた論文のうち、原子力の国際管理に関連するものを選んで編集したものである。

私は本書の編集をしながら、過去の拙書においてアナクロニズム（anachronism）的な感がするものも少なくないと思った。それを一から徹底的に修正したい思いもあったが、しかし最新のデータと明らかに異なっている解釈、そして変革した制度のみに筆を入れ、修正を行った。古い拙書の隅々から修正するとその時代の事象を失い、当時の状況の読みが鈍感になれる恐れがあったからである。

この書物の発刊には、まず大阪経済法科大学法学部法学会の出版助成金の援助に決定的に負っている。本法学会の援助なくして本書が世に出ることはなかった。法学会の各先生に心から感謝の意を表しておきたい。なお大阪経済法科大学教職員および学生諸君にも深くお礼の意を重ね示したい。

また独立行政法人日本学術振興会の科学研究費補助金（06-08年度）の3年間

の助成を受け、各国の原発の危険（danger）における現況を把握することができた。日本を含め韓国、またアメリカ東北部およびカナダのオンタリオ州に散在している原発の安全状況を踏査し、本書に掲載することができた。さらに原発の安全管理および危機管理における現場知識を身につけることができ、今後の教育に生かせることが可能になった。この紙面を通して感謝の意を表したい。

そして本学の法学部澤野義一教授の激励、助言、また出版社のご紹介などご尽力を賜ることができた。また（株）法律文化社の編集部の小西英央さんには、本書の校正および編集などにあたりご助言を賜った。いずれも深く感謝の意を表したい。

わけても忘れられないのは、私の恩師である石本泰雄先生のご指導ご支援である。大阪市立大学大学院法学研究科の在学の時代に勉学のみではなく、学内・外の生活に物心両面における先生のご激励、心温まるご助言などにより、希望を抱き研究に励むことができた。特に母国の独裁政権からの迫害に楯の役割もして頂き、そのおかげで今回本書の発行に至ったと思う。

心の底から感謝の意を表するとともにいつまでもご健康とご多幸を祈願する次第である。

2008年師走

魏 栢良